

前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の概要について

1 設置と経過

平成12年4月の介護保険制度の創設に合わせ、「前橋市高齢者施策推進協議会」を条例で設置し、本市の高齢者福祉施策の総合的な基本計画である「まえばしスマイルプラン（老人福祉計画・介護保険事業計画）」に関する調査審議を行ってきました。

平成21年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法に基づく「前橋市社会福祉審議会」の設置により、高齢者施策推進協議会は廃止となり、新たに「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を設置し、引き続き、市長の諮問等により、高齢者福祉に関する事項の調査審議等を行っています。

2 根拠法令等

- (1) 社会福祉法
- (2) 前橋市社会福祉審議会条例

3 所掌事務

- (1) 前橋市老人福祉計画及び前橋市介護保険事業計画に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉サービスに関する事項
- (3) 老人居宅生活支援事業（注）の制限又は停止を命じる場合における意見
- (4) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合における意見
- (5) その他高齢者の福祉に関する事項

（注）老人居宅生活支援事業：老人居宅介護等事業、老人デイ・サービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。（老人福祉法第5条の2）

4 委員の任期

平成30年4月1日から平成33（2021）年3月31日まで（平成30年度から平成32（2020）年度）の3年間

5 臨時委員

特別の事項を審議調査するため必要があるときは、臨時委員を置く。

※計画の策定時を想定

6 今後の開催予定

平成 30 年度 2018 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
第 7 期計画期間					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回分科会 (6/1) ・ 第 2 回分科会 (11 月頃予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下半期より計画 見直し準備 (2 回程度開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 期計画分析 評価及び第 8 期 計画策定作業 (6 回程度開催) 	第 8 期計画期間		